

研究ノート

国立大学アーカイブズにおける法規上の問題点

菅 真 城

はじめに—問題の限定—

おきたい。なお、この定義付けは本稿での考察において問題を限定するため便宜的に行うものである。^①

情報公開法の施行および国立大学法人化を契機として、国立大学にアーカイブズが設置されつつある。科学研究費補助金による共同研究、「大学所蔵の歴史的資料の蓄積・保存ならびに公開に関する研究」（平成十六年度、研究代表者西山伸京都大学大学文書館助教授）、「大学所蔵の歴史的公文書の評価・選別についての基礎的研究」（平成十七年度～十九年度、研究代表者西山伸京都大学大学文書館助教授）も開催され、大学アーカイブズに関する議論も深まりつつある。また、二〇〇五（平成十七）年十二月には、全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』（京都大学学術出版会）も刊行された。

しかしながら、日本の大大学アーカイブズに関する議論は、今までに緒に就いたばかりである。そこで本稿では、国立大学アーカイブズにおける法規上のいくつかの問題点を指摘し、今後のアーカイブズ論の展開のための基礎的検討を行いたい。

まず、本稿でいうところの国立大学アーカイブズについて定義して

法人化後の国立大学には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第一四〇号）が適用されている。同法第二条第二項では、「政令で定める公文書館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」は法人文書から除外されることになつており、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第一条では、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項第二号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。（中略）五 前各号に掲げるもののほか、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であつて、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について、次条の規定による適切な管理を行うものとして総務大臣が指定したもの」とある。国立大学アーカイブズたるべきには、この独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律および同法施行令に則つて総務

大臣の指定を受けている必要がある。

しかし、総務大臣指定を受けたすべての施設が大学アーカイブズではない。文部科学省からは附属図書館等を総務大臣指定施設とするよう指導されており、博物館等の中にも指定を受けているものがある。二〇〇四年三月三十一日付で総務大臣指定を受けた国立大学法人の施設は三四六施設に及んでいる。⁽²⁾

本稿においては、国立大学アーカイブズは、総務大臣の指定を受けたもののうち、学内の文書管理規程（規則）上において、法人文書のライフサイクルに位置づけられている施設のことをいうことにする。すなわち、法人文書の評価選別権を持ち、非現用文書の移管先に指定されている施設である。

一、国立大学法人文書管理規程の問題点

1 行政（法人）文書管理規程の制定

二〇〇一（平成十三）年四月一日、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「行政機関情報公開法」と略記）が施行された。当時国は機関であつた国立大学においても、同法に対応するために学内規程を制定し、行政文書ファイル管理簿が作成された。⁽³⁾ 広島大学では、評議会に情報部会を設置し、対応を検討、二〇〇〇年十二月二十六日付で「広島大学における情報公開に関する考え方（答申）」（以下、「情報部会答申」と略記）を作成し、各部局での意見聴取が行われた。情報部会答申、これに先立つて二〇〇〇年十二月十一日付で、国立大

学協会第七常置委員会において「国立大学における情報公開についての検討結果報告（案）」（以下、「国大協案」と略記）が作成され、各国立大学に通知されていた。国大協案には「〇〇大学行政文書管理規程（案）」など、関係規則の雛形も含まれていた。国大協の「〇〇大学行政文書管理規程（案）」では、行政文書の移管または廃棄について次のように記されていた。

第八条 保存期間（前条第六項の規定により延長された場合にあつては、延長後の保存期間）が満了した行政文書（保存期間が一年未満のものを除く。）は、施行令第十六条第一項第八号の規程により公文書館等の機関（以下「公文書館等」という。）へ移管するものを除き、原則として廃棄するものとする。

2 前項の規定により、原則として廃棄するものとされている行政文書のうち、本学にとつて歴史的、学術的に貴重な文書の扱いについては、学長が別に定める。

（中略）

6 第一項に規定する公文書館等への移管に関する手続等については、学長が別に定める。

ここでいわれている「公文書館」は、国立公文書館のことと考えられる。ここでの「公文書館」は、国立公文書館のことと考えられる。広島大学の情報部会答申で示された「広島大学行政文書管理規程（案）」は、国大協案と同一のものであった。当時国立大学から国立公文書館への移管は法的には可能であつたが現実性はなく、この案では恒常的な文書保存機関とそれへの移管方法が明示されておらず、「本学にとつて歴史的、学術的に貴重な文書」も廃棄される危険性が高かつた。こ

のため広島大学五十年史編集専門委員会では「情報部会答申に対する提言」を提出して文書保存の必要性を訴えたが、これに対する評議会

情報部会からの「情報部会答申に対する提言についての回答」は事実上のゼロ回答であり、情報部会答申案のまま規程化された。⁽⁴⁾ 法人化以前の国立大学の行政文書管理規程は、京都大学⁽⁵⁾など一部を除き、ほぼ国大協案の丸写しであつた。国大協案第八条第二項には、「本学にとつて歴史的、学術的に貴重な文書の取扱いについては、学長が別に定める」とあるが、広島大学においてこのことが検討された形跡はない。

全国的に見ても、学長が別に定めた事例は皆無ではなかろうか。なお、法人化以前においては、国立大学から国立公文書館への移管が法的に可能だつたことは前述したとおりである。しかし、二〇〇四年四月をもつて国立大学法人となつた後は、国の機関ではなくなつた。したがつて国立大学法人から国立公文書館への移管は不可能になつた。しかしながら、国立大学法人化後も、国立公文書館への文書移管をうたつたままの文書管理規程の大学も見られる。⁽⁶⁾ 法律と学内規程とが制度上の矛盾を来しているのである。このことは、多くの国立大学がいかに非現用文書の保存・公開に関心を持つていなかをよく示していよう。

国立大学という共通した目的を達成するために役職員一人あたりが作成する文書数は、各大学間であまり差はないはずである。しかしながら、役職員一人あたりの法人文書ファイル数は、最多の五二・六二冊（北海道教育大学）から最小の一〇・九冊（滋賀医科大学）まで大きな格差が存在する。⁽⁷⁾ 多くの国立大学においては、まず現用文書の管理

体制を確立しなければならないのである。

2 広島大学法人文書管理規則の問題点

広島大学法人文書管理規則の問題点については、拙稿「広島大学文書館の設立経緯と現状」⁽⁸⁾において指摘した。遺憾ながらそこで指摘した問題点は一年たつた現在でも解決されていない。今後の課題としたい。

なお、旧稿脱稿後、二〇〇五年三月二十四日付で「広島大学法人文書の分類、保存、移管及び廃棄等に関する細則」が副学長（人事・総務担当）決裁により制定され、二〇〇四年四月一日にさかのぼつて適用されたので、以下にその条文を紹介しておく。

広島大学法人文書の分類、保存、移管及び廃棄等に関する細則 (趣旨)

第一条 この細則は、広島大学法人文書管理規則（平成十六年四月一日規則第一二二号。以下「規則」という。）第十九条、第二十三条第一項、第二十五条第四項及び第三十五条の規定に基づき、広島大学（以下「本学」という。）の法人文書の分類、保存、移管及び廃棄等に関し必要な事項を定めるものとする。

（法人文書の分類）

第二条 法人文書の分類の基準は、本学の事務及び事業の性質及び内容等に応じた系統的な大分類、中分類及び小分類の三段階とし、別表第一のとおりとする。

2 規則第十九条第一項に定める法人文書分類基準表は、別記様

式のとおりとする。

(理者に通知する。
(その他の資料の移管)

3 文書管理者は、当該部局等において保有している法人文書を前項の法人文書分類基準表に基づき分類しなければならない。

(保存期間基準)

第三条 規則第二十二条第一項に定める法人文書保存期間基準は、別表第一のとおりとする。

(法人文書の移管)

第四条 文書館公文書室長（以下「公文書室長」という。）は、法人文書の移管の日時を文書管理者と協議して定める。

2 前項により移管が決定した法人文書の文書館への移管作業は、原則として文書館が行う。

3 公文書室長は、移管された法人文書（以下「移管文書」という。）の移管後の措置について、文書管理者の意見を聞くものとする。
4 文書館長（以下「館長」という。）は、移管文書に不開示情報が記載されているときは、適切に管理しなければならない。（法人文書の廃棄）

第五条 当該年度に廃棄する法人文書はその旨を記し、当該部局等においてあらかじめ決められた場所に集める。

2 前項については、あらかじめ公文書室長に通知しなければならない。

3 移管後、文書館にて廃棄する場合は、文書館において文書管理システムにその旨を入力するとともに、当該部局等の文書管

第六条 保存期間満了前の法人文書のうち、部局等の保有する本学の歴史に係る各種資料については、総括文書管理者が指定する場所として文書館に保存することができる。

(雑則)

第七条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、文書館が定める。

附 則

1 この細則は、平成十七年三月二十四日から施行し、平成十六年四月一日から適用する。

2 この細則の施行の際現に旧広島大学行政文書管理規程（平成十三年広島大学規程第七号）の規定に基づき作成又は取得されている文書に係る法人文書の分類の基準及び保存期間（保存期間が永年のものを除く。）の満了する日の設定については、なお従前の例による。

3 この細則の施行の際現に旧広島大学行政文書管理規程の規定に基づき保存期間が永年と指定された法人文書については、作成又は取得から三十年が経過した時点で、法人文書としての必要性を順次見直し、保存期間の延長、廃棄又は移管等の手続に付すものとする。

(別表、別記様式略)

第四条において法人文書の文書館への移管手続きが、第五条によつて

法人文書の廃棄方法が定められ、二〇〇五年度にはこれに則つて法人

文書の文書館への移管がなされた。また、第六条により、文書館は半現用文書の保管場所として指定された。

なお、文書館が当初考えた原案は「広島大学文書館への法人文書等の移管等に関する細則」として、

広島大学において次の各号に掲げる印刷物を作成したときは、作成者は、一部を文書館に送付するものとする。

一年史、沿革史、略史その他の歴史書

二 規程集

三 広報誌（紙）その他の定期刊行物

四 職員録、電話番号表その他の名簿、目録

五 履修案内、シラバスその他の修学資料

六 大学概観、入学案内その他の広報刊行物

七 自己点検・評価報告書その他の教育研究活動に関する報告書（学術研究論文集、紀要を除く。）

八 調査統計報告書その他の行政資料

九 その他広島大学の歴史に係る資料として館長が指定したもの

の条文を含んでいたが、事務上の都合で「広島大学法人文書の分類、保存、移管及び廃棄等に関する細則」となり、学内刊行物の文書館への納本制度規定がはずされた。現在学内刊行物については文書館に送付するよう依頼しているが、やはりこれは規則化することが望ましく、「広島大学文書館への学内印刷物等の送付に関する細則」といった規則を制定する必要があるう。

3 京都大学の問題点

「京都大学における法人文書の管理に関する規程」第九条には「保存期間（延長された場合にあつては、延長後の保存期間とする。）が満了した法人文書は、京都大学大学文書館へ移管するものとする。」とある。これは、非現用文書根こそぎ大学文書館への移管方式とでもいえよう。この根こそぎ移管方式をもつて、京都大学の文書管理および大学文書館は高く評価されてきた。⁽¹⁾しかし、この京都大学の規定ははたして万全なものであろうか。詳細は次章において検討することにして、ここでは疑問を呈するにとどめておく。

また、京都大学では「各行政文書の保存年限を三〇年、一〇年、五年、三年、一年のいずれかに定めた（永年保存は設定しなかつた）」⁽¹⁰⁾にもかかわらず、かつて筆者が指摘したように、「京都大学には二〇〇四年十二月現在で五七〇点の永年保存文書が存在する。そのほとんどは人事関係であり、多くの自治体文書館が抱えている人事関係文書がアーカイブズに移管されないという問題点は、京都大学においても存在する」⁽¹¹⁾のである。

なお、ここで永年保存文書について若干補足しておくと、情報公開法上、総務省は「最低保存期間の最も長いものを三十年としたのは、三十年を一区切りとして保存継続の必要性の見直しを的確に実施する趣旨であるが、必要に応じて永年保存区分を設けること（未来永劫の趣旨ではなく、非常に長期の保存を要するものであつて、期間は確定できないが職務上必要な期間の趣旨）とすることは妨げない。」⁽¹²⁾との見解を取つており、多くの府省庁や独立行政法人においても、永年

保存文書は存在する。永年保存文書が存在することは、法律上何ら問題がない。国立大学法人についてみると、全八七大学のうち永年保存の区分を設けていないのは八大学のみである。これらの大学では、保存期限満了に伴い、機械的に文書が廃棄される危険性がある。⁽¹³⁾ なお、各国立大学の全法人文書ファイル中永年保存文書ファイルの占める割合は、〇・一%（大阪大学）から二七%（富山大学）まで様々であるが、四分の一以上が永年保存文書であるのは、文書管理上不適切である。各国立大学法人の役職員一人あたりのファイル数に大きな開きがあることは前章で指摘したが、国立大学は文書管理について根本的に意識改革する必要がある。

二、国立大学アーカイブズ規程の問題点

1 京都大学大学文書館の問題点

京都大学大学文書館はその規程第一条において、「京都大学に、京都大学の歴史に係る各種の資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査研究を行う」研究を行うため、大学文書館を置く。」と、その目的を定めている。前章で指摘した「京都大学における法人文書の管理に関する規程」とあわせて考えると、京都大学においては法人文書の評価選別と廃棄に関する規定が欠如していることがわかる。この点については、拙稿「広島大学文書館の設立経緯と現状」⁽¹⁵⁾において、以下のように指摘した。

京都大学は、「京都大学における法人文書の管理に関する規程」第九条において「保存期間（延長された場合にあっては、延長後

の保存期間とする。）が満了した法人文書は、京都大学大学文書館へ移管するものとする。」とあり、すべての文書が大学文書館に移管される義務規定であることが注目され、評価してきた。

しかし、文書の廃棄については、「京都大学における法人文書の管理に関する規程」および「京都大学大学文書館規程」のどこにも規定されていない。京都大学大学文書館は、「京都大学の歴史に係る各種の資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査研究を行う」（同館規程第一条）ことを目的としており、文書の廃棄は目的外の行為となってしまう。京都大学の法規上では、すべての法人文書は大学文書館において廃棄することなく保存し続けなければならぬのである（京都大学大学文書館規程には「その他目的達成のために必要な業務」といった業務規定も存在しない）。

この京都大学の問題点は、大学アーカイブズに先行して設置された自治体アーカイブズと比較するとよく分かる。そこで、自治体アーカイブズの中でも関連規定が最も整備されていると考えられる神奈川県立公文書館の場合と比較してみることにする。

「神奈川県行政文書管理規則」第十五条には、「保存期間が満了した行政文書は、公文書館長に引き渡さなければならない。」と、すべての行政文書が公文書館に移管（引き渡し）されることになつており、この点は京都大学と同じである。神奈川県では、この条文を受けて、「神奈川県立公文書館条例」第四条以下のように定められている。

第四条 知事は、前条の規定により引き渡された公文書等について、知事が別に定める基準により、歴史資料として重要な公文

書等を選別し、保存しなければならない。

2 知事は、前条の規定により引き渡された公文書等のうち、前項の規定により保存する公文書等以外の公文書等を、確實に、かつ、速やかに廃棄しなければならない。

神奈川県立公文書館の石原一則は、⁽¹⁸⁾神奈川県立公文書館制度化のボイントとして以下の三つをあげている。⁽¹⁹⁾

（前略）公文書館ができるときに制度化のボイントになつたことはといいますと、まず一番目は、これは繰り返しになりますが、現用永年保存制度の撤廃です。

それから二番目に引継ぎ・引渡しの義務、つまり移管の義務です。「移管をることができる」ではなくて、「移管しなければならない」です。これは大きな意味を持ちます。作成機関は理由なく移管せずに持つたまではいられないことになりますから。

それから三番目、これも大きなところなんですが、選別と廃棄の権限。これは公文書館が独占することになりました。作成所属は廃棄処分ができない、あるいは公文書館長の許可を得ないと廃棄処分ができない。これは公文書館条例とそれから行政文書管理規則で規定されています。

こうした制度によつて、非現用文書になつたらすべて公文書館に移管しなければならない、勝手に廃棄処分してはいけないといふことが決められました。これは一言で言えば、非現用文書の根本こそが移管です。

これができたときに、当初の目標はこれで十分達しただうと

思いました。ところがやつぱり見落としたところが幾つか見えてきた。それがレジュメの課題のところにあげておいたことです。

最も制度的に整備されていると思われる神奈川県においても、実際に制度を運用してみると問題点があることを石原は指摘しているのであるが、ここではその問題は置いておいて、石原の指摘する制度化の三つのボイントを京都大学の場合と比較してみよう。

第一のボイント、永年保存制度の廃止。これについては京都大学においても規定上は達成されているが、実態として永年保存文書が存在することはすでに指摘したとおりである。⁽²⁰⁾第二のボイント、移管の義務については、京都大学においても達成されている。筆者が京都大学において最大の問題と考えるのは第三のボイント、選別と廃棄の権限である。京都大学で達成されているのは、石原の指摘の第二番目のみである。重ねて繰り返すが、京都大学の法規上においては、「京都大學大学文書館規程」の中に移管を受けた法人文書の評価選別・廃棄権限が大学文書館のみに存在することを明記しなければならない。京都大学大学文書館では、二〇〇五年三月に約五〇〇〇点の非現用文書を廃棄し、西山伸はこれを「管見の限りでは、大学アーカイヴズにおける本格的な文書廃棄の最初の例である」と評しているが、現在の京都大学の法規上では、この文書廃棄は法規違反と考えざるを得ない。⁽²¹⁾

再び京都大学大学文書館の目的規定の検討に帰ろう。「京都大学に、京都大学の歴史に係る各種の資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査研究を行うため、大学文書館を置く」の「閲覧及び調査研究」についてである。「閲覧」とあるが、この規則では現在京都大学大学文書館

が行つてはいる資料の複写物の交付を行うことができない。「閲覧」とは「書物や書類などの内容を調べながら読むこと。また、読むことを改まつていう語。閲読。」⁽²⁹⁾なのである。また同じく展示活動を行えない可能性が高い⁽²⁸⁾資料の複写、展示を行うために、現在の「閲覧」を「公開」に改める必要がある。また、広報等の普及活動を行う根拠もこの目的規定からでは読み取れない。大学文書館として自校史教育を行おうとしたときに、「調査研究」のみを目的規定に掲げ「教育」をうたつていいこの規定ではたして実施することができるのであろうか。京都大学大学文書館に限らず、日本のアーカイブズの目的規定は、資料の収集、整理保管、調査研究、教育普及という博物館の目的規定を準用してしまつてはいる。アーカイブズ独自の理念に基づく目的規定の設定が必要である。⁽²⁹⁾

2 名古屋大学大学文書資料室の問題点

次に、名古屋大学大学文書資料室の関係規程について考察してみよう。

名古屋大学大学文書資料室規程
（設置）

第一条 名古屋大学（以下「本学」という。）に、本学の半現用及び歴史にかかる文書並びにその他の記録を管理し、調査研究を行うとともに、本学情報の公開に積極的に対応するため、名古屋大学大学文書資料室（以下「資料室」という。）を置く。

（業務）

第一条 資料室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 本学の半現用の文書及びその他の記録（以下「大学文書」という。）の管理並びに評価選別に関すること。
- 二 本学の歴史にかかる文書及びその他の記録（以下「記録史料」という。）の継続的な収集、整理、保存及び活用に関すること。
- 三 大学文書及び記録史料の調査研究に関すること。
- 四 その他大学文書及び記録史料に関すること。

名古屋大学大学文書資料室規程の特徴は、「本学の半現用の文書及びその他の記録（以下「大学文書」という。）の管理並びに評価選別に関すること」と半現用文書の管理、評価選別を業務規定に明記していることである。しかし、「半現用」文書はアーカイブズの世界においてはよく用いられる言葉であっても、情報公開法には存在しない言葉である。ここでは、「半現用」文書とは何かという概念定義をしておく必要があろう。「名古屋大学法人文書管理規程」第八条第三項には「文書管理者は、保存期間が満了する前であっても、当面使用しない法人文書（半現用文書）について、資料室に保存を依頼することができる。この場合、当該法人文書の保存期間が満了するまでの間は、当該文書管理者が管理を行うものとする。」とあり、名古屋大学における半現用文書とは「保存期間が満了する前であっても、当面使用しない法人文書」であり、それを資料室で保存することができるといふものである。これを先に見た神奈川県の場合と比較すると、「神奈川県行政文書管理条例」第十三条では「法務文書課長は、前条第一項の規定により保存する文書で保存期間が一〇年以上に属するもののう

ち、保存期間が五年を経過したものについて、公文書館長に引き継がなければならぬ」と義務規定になつてゐる。名古屋大学に限らず、日本の大学においてアーカイブズが文書の中間保管庫として義務化されている事例は存在しない。

さて、科学研究費研究会「大学所蔵の歴史的資料の蓄積・保存ならびに公開に関する研究」では、名古屋大学大学文書資料室の山口拓史の報告「名古屋大学大学文書資料室の概要」に対し、資料室が「半現用」文書に関与することを問題視する意見が多かつた。しかしながら筆者は「半現用」文書を扱う人（スタッフ）と場所（保管庫）が担当されさえすれば、法規的には「半現用」に関与することは問題ないと考える。⁽²³⁾ ただ、嘉戸一将の以下の「コメント」については留意しておく必要があろう。

個人情報保護法が制定されるなど、近年、個人情報の取扱いに関して、より厳重な手段を講ずることが求められているように、文書

の管理には慎重を要する。例えば、中間書庫に保管された文書中に記載された個人情報・法人情報等が漏洩した場合、責任を問われるのは誰か。管理権が形式的に原課にある場合、当然、原課が責任を問わることになる。しかし、原課以外の職員が立入可能な場所に保管されているにもかかわらず、原課にのみ責任を問うのは妥当性を欠く。そうすると、原課は原課以外に所属する人が文書を閲覧するのを禁ずるのが賢明だということになるだろう。

あるいは、複数の部局・部課の文書を保管するような中間書庫ではどうするのか。「半現用の文書」という概念は、現用から非現

用までの文書管理の移行をスムーズにする、あるいは永年保存などの保存年限がない文書にアーカイブズが関与しうる機会を提供するなどのメリットがあるのかもしれないが、他方で、権限や責任の所在を曖昧にすることにならないだろうか。

ここで嘉戸は、中間書庫の権限や責任の曖昧さを指摘している。この嘉戸の指摘は、逆に言うと京都大学大学文書館や広島大学文書館が有している「分館」が抱える問題点でもある。各部局の書庫の一部を利用した「分館」は、これまで文書作成現課とアーカイブズ双方に利点があると肯定的に捉えられてきた。確かにそのとおりである。しかし、もし分館から個人情報や法人情報が漏洩したとき、その責任は誰が負うのか。もちろんその文書の所有者であるアーカイブズには責任があるであろう。しかし、その建物の管理者である部局に責任が及ばないとも考えがたい。「分館」を運営していく上では、その管理の責任關係を明文化しておく必要がある。

さて、話を名古屋大学大学文書資料室に戻そう。筆者が同資料室規程で最も違和感を感じるのは、第二条第二項「本学の歴史にかかる文書及びその他の記録（以下「記録史料」という。）の継続的な収集、整理、保存及び活用に関すること。」である。筆者はここにある「活用」を「公開」とすべきだと考えるのであるが、その理由については章を改めて論じることにする。

本来なら筆者が所属する広島大学文書館の問題点についても指摘すべきであるが、すでに拙稿「広島大学文書館の設立経緯と現状」において指摘したので、本稿では省略する。なお、「広島大学文書館規則」

第二条は、制定時には「文書館は、広島大学（以下「本学」という。）の学内共同教育研究施設として、本学にとって重要な文書の保存・整理並びに大学の歴史に関する記録の収集・整理・保存及び公開を行うとともに、関連する分野の教育研究を行うことを目的とする。」であつたものが、二〇〇五年五月十七日規則第一〇五号によつて、「文書館は、広島大学（以下「本学」という。）の学内共同教育研究施設として、本学にとって重要な文書の整理・保存並びに大学の歴史に関する資料の収集・整理・保存及び公開を行うとともに、関連する分野の教育研究を行うことを目的とする。」に改正された。

三、「活用」か「公開」か

1 科学研究費研究会での議論

大学アーカイブズは、資料を「活用」するところなのか「公開」するところなのか。先に筆者は名古屋大学大学文書資料室規程について考察する中で、「活用」ではなく「公開」とすべきと述べた。本章ではこの問題について考察を進めることにするが、これに関してはすでに平成十六年度科学研究費研究会において議論されている。「大学所蔵の歴史的資料の蓄積・保存ならびに公開に関する研究」として報告書も刊行されているが、科学研究費研究成果報告書という性格上、必ずしも広く行き渡つているとは言い難い。したがつて、まずは重複をいわゞ、科学研究費研究会での議論を見ておこう。

資料の公開について」において、名古屋大学大学文書資料室の山口拓史は、以下のような発言を行つた。

特に質問というわけではなく、意見になるのか、皆さんに私の考え方の反応をいただければと思うんですが、前半も含めてなんですが、今日のお話をずっと聞いていて、何かちょっと違うなと、自分の中で違うなというふうに思つたのが、今、後半の話で大体見えてきたんですけども、特に今の平野さんの質問からも見えてきたんですが、展示活動が必要要件かどうかとか、前半の話でいくと資料の公開というものがどうのこうのという。それは確かに含まれているものなんですが、私の言葉の使い方、理解の仕方とちょっと違つていて、例えばうちの文書資料室の業務の内容を見てもらうと、公開とか展示という言葉はほとんど使つていなと思うんです。使いたいのは活用ということなんですよ。アーカイブズの基本業務というのは永田さんの話にもありましたし、西山さんの話にもあつたんですが、恐らくアーカイブズは大学アーカイブズであろうと一般アーカイブズであろうと、資料を収集して、保存して、活用する、この三つのグループで括つたほうが、あとは中の展開はバリエーションに応じてできるんじゃないかな。今日の後半のお話を聞いてなかなかスコンと落ちなかつたのは、展示と公開の関係はどうなのかなと。前半と後半の関係はどうなのかと。結びつかないなと。あえて結びつけると、公開の中に展示を位置づけるといいのかなという気もするんですが、でも、そういう必要もなくて、平野さんが言われたように、展示活動は必

須ではなくて、活用するのは義務だと思います。収集して保存すれば、活用しなければいけない。その活用の形態が例えば展示であつたりするし、公開であつたりするし、我々の場合は展示は独自のスペースを持たないから、いわゆるサテライト展示、出張展示ばかりであります。公開はまだできていませんが、いずれ法人文書を公開していく。活用の一途ですね。それまでできなかつた、今までは何をしていたか。例えばブックレットをつくつてみたりとか、自校史教育をやつてみたりとか、文書管理入門の講義をやつてみたり、すべて収集して保存したものを「活用する」の一つの言葉で括つて、あと何ができますか、あとはどんなカードが使えますかという、そここの議論なんだろうなと。だから例えば、非常に今ごろ言ってなんですが、例えばこの科研のテーマも蓄積・保存ならびに公開と言つちやうとちよつと切り口が違う。後ろの公開だけが何かレベルが違うところでカットされているのかなどといふうにだんだん響いてきて、公開という言葉が悪いわけではなくて、公開も必要なんだけれども、恐らくアーカイブズに求められているのは、公開をしてあげるでもなし、展示をしてあげるでもなし、活用する義務を必ず負つているのだろうなというような考えがだんだん強くなつてきているんですが、皆さんこれまでしてきた中で、その辺に、私の考えに違和感があるかどうかといふのをもしお聞かせいただければと思うんですけど、いかがでしょうか。

この山口の発言に対して、筆者は以下の発言を行つた。

研究会では控えめの発言を行つたが、筆者はやはり「公開」だと考へてゐる。

第三回研究会では、山口拓史が「名古屋大学大学文書資料室の概要」という発表を行つたが、これに対する嘉戸一将の「コメント」も「活用」問題を取り上げている。

ここから山口報告におけるアーカイブズ像が窺えるだろう。すなわち、ここでのアーカイブズとは、所蔵する資料が一般利用に供されていることと、資料に基づく歴史編纂（あるいは正史編纂か）という二つの要件を備えることが求められている。アーカイブズの要件として、前者についてはおそらく異論はないであろうが、後者については誰もが同意することは言えまい。（中略）そして、業務が、「半現用の文書」の管理と評価選別と、「歴史にかかわる文書」の収集・整理・保存・活用」（一般に「公開」と言われるが、「活用」という言葉を用いているところが山口報告の一つの要点となつてゐる）となつたところが改組の「ポイント」となる（同資料室規程第一条）。こうした改組の「ポイント」を踏まえて、

山口さんの活用については、活用がないと全然だめだし、異論はないんですが、ただ言葉の問題とするならば、収集はアーカイブズがする、整理もアーカイブズがする、保存もアーカイブズがするんですけれども、活用になりますと、アーカイブズがしてもいいわけですから、活用してもらうというところが大きいので、言葉の表現の問題とすると、別の言葉を考えたほうがいいのかなという気もします。

山口報告は、「期待される役割」を二つ挙げている。一つは、「歴史資料館」的な役割であり、「記録史料を管理・活用する」とであり、具体的には、閲覧等による広義の情報公開と、「自校史」教育・展示・公開講座を指す。「歴史資料館」の定義はともかく、山口報告が資料の「公開」ではなく、「活用」という言葉を強調するのは、特にこの後者のためである。アーカイブズの理念に、この資料の「活用」つまり「自校史」教育・展示・公開講座を盛り込んでいるのは、注目に値するだろう。というのも、従来、アーカイブズは社会教育機関ではないことから、現実に教育や展示などの活動を行っていても、それを理念レヴェルに、いわば規範として位置づけることは異論があつたからである（それゆえ、山口報告では、「歴史資料館」の役割と呼ばれているのだが、博物館とアーカイブズの間で揺れ動く「歴史資料館」の定義の曖昧さを踏まえるなら、概念しての有効性には疑問の余地がある）。

（中略）

同様の曖昧さは、「歴史にかかる文書」の「活用」という言葉にも認められる。すなわち、「活用」という言葉の主語、主体の曖昧さである。閲覧において資料の「活用」の主体は利用者である。しかし、「自校史」教育や展示・公開講座等における資料の「活用」の主体は、同資料室である。つまり、山口報告が「歴史資料館」の役割と位置づけるものの中には、二つの性質の異なる業務が盛り込まれている。無論、どちらか一方のみを取るべきだとは思わないが、資料を「活用」する権限あるいは責任は、誰にあるのだ

ろうか。一般に「公開」という言葉が用いられるのは、単に閲覧に提供しているという事実のみを表現あるいは確認しているのではなく、アーカイブズが資料を保存する機関として、保有する資料を広く公開する責任があるという規範をも表現しているからでもあると言える。「活用」という言葉は、こうした権限や責任に対する意識を閉ざしてしまうおそれがないだろうか。いずれにせよ、これから議論を深めていく必要のある問題であると思われる。筆者はこの嘉戸の見解に賛同する。次節では嘉戸とは異なる観点から、「活用」の孕む危険性を指摘したい。

2 アーキビストの倫理綱領に照らして

一九九六年に国際文書館評議会（ICA）北京大会で採択されたアーキビストの倫理綱領には、以下の下りがある。⁽³⁾

6. アーキビストは文書館資料に対する最大限の利用可能性を促進し、すべての利用者に対して公平な業務を行わなければならない。

アーキビストは、管轄するすべての記録について、総合目録と、必要な個別目録の両方を作成すべきである。アーキビストは、あらゆる方面に対し、公正な助言を行い、バランスのとれる範囲でサービス提供を行うために、利用できる資源を採用すべきである。アーキビストは、所屬機関の方針、所蔵資料の保存、関係法令への配慮、個人の権利、寄贈者との覚書などを勘案した上で、所蔵資料に関する常識的な質問

にはすべからく、丁寧に、親切心を持つて応答し、資料を可能な限り利用するよう、奨励すべきである。アーキビストは、資料を利用する可能性のある人々に対し、非公開の事由を適切に説明し、だれに対しても平等な対応をしなければならない。また、アーキビストは、正当な理由なく閲覧利用が非公開とされている資料を減らすよう、つとめるべきであり、また資料の受入れに当たっては、明確な期限のある非公開である旨を記した、受入れ承諾書を受け取ることを提案することができます。アーキビストは、資料受入れ時に作成したすべての覚書を、誠実かつ公正な目で観察し、アクセスの自由化の利益のためには、状況の変化に沿つて閲覧条件の再交渉を行うべきである。

(中略)

8. アーキビストは、一般的な利益において与えられた特別な信頼を用い、自らに与えられた地位を利用して、不公正に自らあらざる者は他者に利益をもたらすことを避けなければならない。
- アーキビストは、専門的な完全性、客觀性及び公正性を損ないかねない活動を慎まねばならない。機関、利用者及び同僚を傷つけて、財政的その他個人的な利益を得てはならない。アーキビストは、自らの責任エリアに属する原本資料を個人的に収集すべきではなく、また資料の商取引に関与すべきではない。アーキビストは公衆に利益の衝突を印象づけかねない行動を避けなければならない。アーキビストが所属機関の

所蔵資料を用いて個人研究や著作発表を行う場合、その資料を利用できる条件や範囲は、一般利用者と同じでなければならない。アーキビストは、業務の中で得た非公開の所蔵資料にかかる情報を見漏らしたり利用してはならない。アーキビストは、アーキビストが雇用されている専門的及び管理運営上の義務の適切な遂行を妨害するような、アーキビストの個人的な研究や著作発表の関心を、許容してはならない。所属機関の資料を利用する場合、研究者に対しまずアーキビストがその知識を用いたい旨を通知してからでなければ、アーキビストはその研究者による未発表の知識を用いてはならない。アーキビストは、所属機関の資料に立脚して書かれたその分野の他者の著作のレビューやコメントは、してもよい。アーキビストは、専門外の人々が文書館の実務や責任についての調停を行うことを許容してはならない。

ここで改めてアーキビストの倫理綱領を持ち出したのは、「活用」という言葉の中に、一般利用者に優先してアーキビストが自らの研究のために資料を「活用」する危険性を感じるからである。アーキビストは歴史研究者ではないのである。これは多くの論者が指摘してきたところであるが、近年の議論をいくつか見てみよう。大濱徹也は以下のように論じている。²⁶⁾

専門職に課されているのは、残されている記録・資料をいかに提供しうるかであつて、そこにあるもので己の歴史研究をすることが「専門職」だと思いこんできたことが社会的認識を妨げている

一因である。アーキビストは、歴史研究者とは一線を画し、よき緊張関係をきずくべきである。歴史研究者の予備軍ではない。いわんや歴史学者の召使であるはずがない。

また、伊藤然は以下のように論じている。⁽²⁷⁾

情報公開時代の資料利用は、一般住民の利用を可能にすることが第一義である。専門職員は、目的外に資料を利用してはならないし、独占的に所蔵資料を利用して歴史研究をしてはならない。歴史研究者のみに便宜を図るべきでもなく、また歴史研究者の成果を断りなしに資料の価値判断へ利用してはならない。歴史研究者は、住民と差別なく資料提供を受けなければならないし、専門職員は何人にも平等に資料提供をしなければならないのである。

(中略)

文書館専門職員が歴史研究をしたいのであれば、一般的な利用者と同じ手続きや基準でなければならぬ。これが、「調査研究」を専門とする博物館学芸員と異なる点といえるだろう。なお、「アーキビストの倫理綱領」第八条は、特権として「個人的な利益」を得てはならないとうたっている。文書館の展示が歴史学の資料研究を前提とするなら、この点が課題として残る。

(中略)

アーキビストの倫理綱領を読むにつけ、最大の利用者である歴史研究者の倫理綱領が必要であるということを痛感する。「歴史研究者よ、アーキビストたれ」という歴史研究者の主張があり、文書館の利用にあたつて利用者側から文書館を理解する意味でアーキビストの倫理綱領を読む。

キビストの視点が必要なことは認める。だが、職能として歴史研究者は利用者であつて、アーキビストではない。日本の不幸はこの両者が混乱し、同一視されてきたことにある。

西山伸は、「本来文書館とは、資料を提供する施設であり、アーキビストとはそのプロフェッショナルであつて、資料を利用した研究・教育活動を重要な業務の柱と位置づけるのは本筋ではないのかもしれない。この問題についての明確な回答は今は持ち合わせていないが」⁽²⁸⁾と述べている。先に筆者が科学的研究費研究会において「活用がないと全然だめだし、異論はないんですが」、「活用になりますと、アーカイブズがしてもいいわけですけれども」と発言したこと引用したが、この発言は歴史家としての発言であったと自省せねばならない。「活用」がだめだ、アーキビストが資料を「活用」してはならないと言つていいのではない。アーキビストが資料を「活用」するときは、あくまで一般利用者と同一条件でなければならない。ただこのことが言いたいだけである。

大濱徹也や伊藤然のように、国や自治体アーカイブスを念頭に置いた議論では、アーキビストが資料を「活用」する歴史研究者でないことは明確である。大学アーカイブスもアーカイブスであるからには、アーキビストの倫理綱領に照らして、一般利用者と異なる資料「利用」をしてはならない。しかし、大学は教育・研究機関であり、国立大学アーカイブスのアーキビストには、多くは教員が配置されている。その教員は、(歴史)研究の業績によつてアーキビストとして採用されている。そして教員の業績は、評価選別や目録作成でなく、研究論文

によつて評価される。教員の職務は教育・研究を行うことであり、アーカイブストと教員との折り合いをいかにしてつけるのか。大学アーカイブズ独自の問題がここに存在する。

四、国立大学アーカイブズ利用規則の問題点

京都大学大学文書館、名古屋大学大学文書資料室、広島大学文書館をはじめとして、多くの国立大学アーカイブズの利用規則は、「独立行政法人国立公文書館利用規則」（平成十三年四月二日規程第七号）を準用している。そのため、情報公開法との関係で言えば、情報公開法の不開示情報は、個人、法人、国の安全、公共の安全、審議・検討、事務・事業であるが、アーカイブズでの不開示情報は、個人、法人、国の安全に限定されている。⁽²²⁾また、作成・取得から三十年が経過している場合は、アーカイブズは情報の重要度により三段階に分けて経過年数により公開している。⁽²³⁾

「独立行政法人国立公文書館利用規則」は、二〇〇三年三月三十一日に一部改正され、利用者の責任として第六条に「利用者は、歴史公文書等に含まれる情報を利用することによって著作権、プライバシー等第三者の権利利益を侵害したときは、その一切の責任を負うものとする。」が追加された。国立公文書館はこれについて、「従来、資料の複写及び出版掲載等申請の際、著作権法上その他の問題が発生した場合には、申請者がその責務を負うこととされていましたが、プライバシー等第三者の権利利益を侵害することがないよう、利用者が歴史

公文書等に含まれる情報を利用する際の責務について、新たな規程を設けました。⁽²⁴⁾と説明している。名古屋大学や広島大学の利用規則ではこの利用者の責任条項を含んでいるが、京都大学は含んでいない。京都大学では利用者責務条項があつたからといって、第三者の権利が侵害される事態が発生した際には、アーカイブズは法的にその責任を負わなければならないため、利用者責務条項を採用していない。確かに京都大学がいうように、利用規則に利用者責務条項があつたからといって、第三者の権利利益を侵害するこがあつた場合にはアーカイブズはその責務を負わなければならない。ただし、利用者責務条項を明記しておくことによつて、アーカイブズは権利利益を侵害した利用者に対して契約違反として損害賠償請求の主体となることができ⁽²⁵⁾また、利用者への注意を喚起するという観点からも、利用者責務条項を明記しておく必要がある。⁽²⁶⁾

国立公文書館や国立大学アーカイブズでは情報公開法と整合性が取れ、現用段階よりアーカイブズにおいてより情報が公開されるようになり利用規則が定められている。しかし、二〇〇五年四月一日からは個人情報保護法が全面施行され、個人情報の本人開示・訂正・利用停止が認められた。だが、国立公文書館を始めとして日本のアーカイブズで個人情報保護法と整合性のある利用規則は存在しない。⁽²⁷⁾現用文書で認められている公開範囲より、アーカイブズで開示される範囲の方が狭いのは問題であり、このまま放置しておけばアーカイブズの存在意義が問わされることになる。⁽²⁸⁾アーカイブズにおいて本人開示の制度化は喫緊の課題である。

個人情報保護法においては、個人情報の訂正権・利用停止権が認められている。

アーカイブズにおいても、過去の文書の訂正権・利用停止権は認められるのである。また、認められるとすると、いかなる方法によつて訂正するのであるか。また、個人情報保護法における個人情報の範囲は「生存する個人に関する情報」に限られているが、「死者に関する情報であつても、当該情報が遺族等の生存する個人に関する情報である場合（例えば、死者に関する情報である相続財産等に関する情報の中に遺族（相続人）の氏名の記載があるなど遺族を識別することができる場合において、当該情報は、死者に関する情報であると同時に、遺族に関する情報である。）には、生存する個人を本人とする個人情報として保護の対象となる」⁽⁶⁾ 文部科学省告示「学

校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するため

でも、「本人が未成年又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人（保護者等）も「本人」に含まれることを明記している。

このことを、過去の文書に照らしてアーカイブズを利用する上でどのように整合性をつけるのか。死者の情報の遺族への開示のあり方について検討することも、アーカイブズの緊急の課題である。⁽⁷⁾

また、アーカイブズが抱える大きな問題の中に、非公開措置を不服

とするものへの救済策の確立がある。情報公開における非開示救済と比べて、アーカイブズのそれはあまりにも貧弱であり、ある面では無

対策のそしりを免れない。「独立行政法人国立公文書館利用規則」には不服救済措置として以下の条文がある。

個人情報保護法においては、個人情報の訂正権・利用停止権が認められている。アーカイブズにおいても、過去の文書の訂正権・利用停止権は認められるのである。また、認められるとすると、いかなる方法によつて訂正するのであるか。また、個人情報保護法における個人情報の範囲は「生存する個人に関する情報」に限られているが、「死者に関する情報であつても、当該情報が遺族等の生存する個人に関する情報である場合（例えば、死者に関する情報である相続財産等に関する情報の中に遺族（相続人）の氏名の記載があるなど遺族を識別することができる場合において、当該情報は、死者に関する情報であると同時に、遺族に関する情報である。）には、生存する個人を本人とする個人情報として保護の対象となる」⁽⁶⁾ 文部科学省告示「学

第五条 前条各項に掲げる一般の利用の制限に関し、不服がある

者は、その旨文書館長に申し出ることができる。

2 館長は、前項に規定する不服の申出があつた場合には、文

書館運営委員会に諮つた上で、当該申出に係る回答を遅滞なく

行うものとする。

しかしながら、文書館運営委員会は、文書館長を委員長とし（広島大

学校文書館規則第十三条）、文書館長、図書館部長、総務部長、文書館の専任教員（教授及び助教授に限る）、学長が必要と認めた者若干人から構成され（広島大学文書館規則第十二条）、文書館の管理運営の基

本方針に關すること、事業計画に關すること、その他文書館の運営に關することについて審議する（広島大学文書館規則第十二条）。した

がつて、運営委員会は第三者機関ではなく、また法律の専門家も存在しない。よつて、不服審査をするには不適当である。アーカイブズにおいても、情報公開・個人情報審査会に相当する機関が必要なのである。その方法としては、法律の専門家等から構成する各大学の情報公開・個人情報審査委員会の審議事項とする、もしくは国立大学法人など独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の対象機関共通の審査会を設置するなどが考えられよう。ただ、前者、すなわち各大学の情報公開・個人情報審査委員会の審議事項に付け加える方が現実的であろう。

審査会のようなものを設けたとして、その決定にも不服であつた場合には、国立大学法人アーカイブズに対して争訟は提起できるのであらうか。国立公文書館に対する争訟請求権は行政法の専門家の間でも学説の別れるところであるが、⁽⁴⁾ 国立公文書館が独立行政法人化（職員は公務員）した今日では争訟を起こすことはより困難であろう。国立大学法人の職員は非公務員であり、国立大学アーカイブズを相手取つて行政不服審査請求をすることは無理だろう。公務員でないから、国家賠償請求の対象にもならないであろう。⁽⁴⁾（公務員型の独立行政法人ならば可能なのであろうか？）。アーカイブズなど行政機関情報公開法・独立行政法人情報公開法除外機関の非公開措置に対する救済措置を法制化する必要がある。

なお、早川和宏は、情報公開制度により、公文書を利用する者に権利意識が生まれていることを指摘した上で、「公文書館制度が、真に国民や住民のためのものとして受け入れられるためには、争訟の提起

を恐れてはなるまい。肝要なのは、争訟の提起を念頭に置きつつ、それだけ重要な公文書等を専属的に取り扱う組織としての自負と責任感をもつて、公文書館の職員が日々の職務に臨むことであろう。」と述べている。⁽⁵⁾ アーキビストの心構えとして「至極まつとうで重要な指摘である。しかし、国立公文書館でも地方公共団体が設置する公文書館でもない国立大学アーカイブズには、アーキビストの心がけ以前の制度的側面の整備が必要とされているのである。

おわりに

本稿では、京都大学大学文書館、名古屋大学大学文書資料室、広島大学文書館を主な対象として、国立大学アーカイブズが抱える法規上の問題点をいくつか指摘してきた。本来なら「はじめに」で定義した国立大学アーカイブズ全てについて論じるべきであつたが、紙幅の都合もあり叶えられなかつた。他日を期したい。

本稿を終えるにあたつて、情報公開法・個人情報保護法と国立大学アーカイブズとの関係について一言述べておきたい。国立大学が法人化するにあたつては、国立大学に独立行政法人通則法を適用することができないために国立大学法人法が作られた。しかし、国立大学法人の情報公開にあたつては独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律が、個人情報保護にあたつては独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が機械的に適用されている。現行の法制下においては、国立大学法人の情報公開・個人情報保護は「国立大学及び

大学共同利用機関における教育研究の特性に」（国立大学法人法第三条）何ら「配慮」することなく、一般の独立行政法人と同様に対処しなければならないのである。国立大学アーカイブズは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律および独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外機関であるが、その運用においては情報公開法・個人情報保護法の趣旨を踏まえる必要がある。

しかし、だからといって、国立大学アーカイブズの活動において、情報公開法・個人情報保護法と同じく国立大学における教育研究の特性に何ら配慮しないというのは、誤った運用の仕方であろう。大濱徹也がいうように、「大学アーカイブズというのは、自分の手でさわれる世界」なのである。⁽⁴⁾ 現在の日本の国立大学アーカイブズ関係者は、日本史学もしくは教育学を専門とするものがほとんどであるが、大学内には法律の専門家も多数いる。「学術の中心」（学校教育法第五十二条）である大学のアーカイブズとして、法規的問題についても自らの手で整備していかねばならないのである。

注

- (1) これは、本来ならばアーカイブズとは何か、大学アーカイブズとは何か、国立大学アーカイブズとは何かについて考察する必要があるが、その作業を省いているということである。
- (2) 平成十六年三月三十日官報号外第六八号。附属図書館については、所在地が異なる学部図書室等ごとに指定を受けることになつてきるため指定施設数がおびただしく多くなつてきている。

(3) 京都大学における情報公開法への対応（特に行政文書ファイル管理簿の作成）については、西山伸「大学におけるアーカイブズとは—京都大学大学文書館の設置—」『広島大学史紀要』五、二〇〇三年、参照。

(4) 「広島大学文書館の設置関係文書」『広島大学史紀要』五、二〇〇三年。

(5) 京都大学においては、情報公開法に対応するにあたって、部局長会議の情報公開検討ワーキンググループから、保存年限の過ぎた行政文書のうち学術的価値の高い文書を保存する「大学公文書館（仮称）」を整備することが提起された。これについては、西山伸「京都大学大学文書館—設置・現状・課題—」『研究叢書第三号 大学アーカイブズの設立と運営—二〇〇一年度総会および全国研究会の記録 於神奈川大学』全国大学史資料協議会、二〇〇二年、参照。

(6) 同様の問題点は、国立大学法人のみならず、独立行政法人においても見かけられる。

- (7) 菅真城「法人文書ファイル数による国立大学の文書管理」『京都大学大学文書館だより』九、二〇〇五年。
- (8) 「広島大学文書館紀要」七、二〇〇五年。
- (9) 例えば、寺崎昌男「私の大学アーカイブズ論—回想・情況・意義—」『大学史紀要 紫紺の歴程』五、二〇〇一年、のち同著「大學教育の可能性—教養教育・評価・実践—」東信堂、二〇〇二年、に収録。筆者も小宮山道夫と連名で「京都大学における法人文

- 書の管理に関する規程」第九条を評価する文章を書いたことがある（「京都大学における文書保存体制について」『広島大学史紀要』五、二〇〇三年）。
- (10) 西山伸「大学アーカイブズ」を考える—京都大学大学文書館の設置—『記録と史料』一二、二〇〇一年。
- (11) 菅真城「法人文書ファイル数にみる国立大学の文書管理」『京都大学大学文書館だより』九、二〇〇五年。
- (12) 総務省行政管理局編『詳解情報公開法』財務省印刷局、二〇〇一年。
- (13) この危険性は、永年保存の区分があつても、アーカイブズを設置していない大学については同様に存在する。
- (14) 菅真城「法人文書ファイル数にみる国立大学の文書管理」『京都大学大学文書館だより』九、二〇〇五年。
- (15) 「広島大学文書館紀要」七、二〇〇五年。
- (16) 石原一則「評価選別の方法について」『大学所蔵の歴史的資料の蓄積・保存ならびに公開に関する研究』(平成十六年度科学研究費補助金(基盤研究)(C))(1)研究成果報告書 研究代表者 西山伸。
- (17) 広島大学においては現用永年保存制度は存在しており、今後この問題を解決しなければならない。
- (18) 西山伸「大学アーカイブズ」の現状と今後 全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』京都大学学術出版会、二〇〇五年。
- (19) 京都大学大学文書館は、みずから「当館は京都大学の保存期間
- が満了した文書すべてを受け入れているため、京都大学における非現用法人文書の廃棄に関する責務を負つており、当館の重要な業務と位置づけています。」(傍点引用者、『京都大学大学文書館だより』八、二〇〇五年)と述べているが、筆者はこの見解は首肯できない。「保存期間が満了した文書すべてを受け入れている」とこと「非現用法人文書の廃棄に関する責務を負つて」いることは、別次元の問題である。なお、文書廃棄がアーカイブズの重要な業務とする点は、筆者も同じ考え方である。
- (20) 「日本国語大辞典 第二版』第二巻、小学館、二〇〇一年。
- (21) 展示室で文書を読むことは「閲覧」に含まれるかもしれないが、モノ資料を見ることは「閲覧」ではない。
- (22) 菅真城「広島大学文書館の設立経緯と現状」『広島大学文書館紀要』七、二〇〇五年。
- (23) 名古屋大学において資料室の「半現用」文書への関与が義務規定でなくできる規定であるのは、文書作成現課の意向以上に保管庫の物理的制限が大きいためではないかと推測する。
- (24) 「広島大学文書館紀要」七、二〇〇五年。
- (25) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会監修『文書館用語集』大阪大学出版会、一九九七年。
- (26) 大濱徹也「公文書館制度への理解をどう形成するか」「アーカイブズ」一一、二〇〇三年。
- (27) 伊藤然「歴史的公文書の非公開をめぐって—個人情報を中心に—」『記録と史料』一四、二〇〇四年。

- (28) 西山伸「大学アーカイブズ」を考える—京都大学大学文書館の設置—」『記録と史料』一二、一〇〇一年。
- (29) 情報公開法と国立公文書館における不開示情報の比較については、早川和宏「行政機関情報公開制度と国立公文書館制度」『成城法学』六三、一〇〇〇年、高橋滋「国立公文書館における公文書等の保存管理とその公開」一橋大学法学部創立五〇周年記念論文集刊行会編『変動期における法と国際関係』有斐閣、一〇〇一年、参照。
- (30) 総務大臣指定を受けるにあたって「広島大学文書館利用内規」について総務省から法律に基づかない誤った行政指導があつたことについては、菅真城「国立公文書館『公文書館実務担当者研究会議』に参加して」『広島大学史紀要』六、一〇〇四年、参照。
- (31) 「独立行政法人国立公文書館利用規則一部改正の概要」『アーカイブズ』一二、一〇〇三年。
- (32) 早川和宏氏のご教示による。
- (33) これについては、伊藤然「歴史的公文書の非公開をめぐつて—個人情報を中心に—」『記録と史料』一四、一〇〇四年、も指摘している。
- (34) 広島大学文書館では、個人情報保護法施行に伴つて「広島大学文書館利用内規」を一部改正し、別記様式第一号「広島大学文書館閲覧室利用申込書」に「の申請書に記載された個人情報は、
- (35) 人」の文言を付け加えたが、本人開示等には対応できていない。
- (36) 早川和宏は情報公開制度との関係において、「行政機関情報公開法や情報公開条例により不開示情報が類型化された以上、物理的に同一の公文書等の公開を任務とする公文書館の側でも、これらとの整合性を意識せざるを得ない。仮に、情報公開制度における不開示の範囲より、公文書館における非公開の範囲が広くなつているとすれば、公文書館は、現用段階では見ることのできた公文書等を見せないようにする、現用組織の隠れ蓑的組織となつてしまふ。(中略)一定の情報については「現用段階では見ることができなかつたものを、非現用段階で見ること」が可能となる。これは、公文書館の価値を高め、(即効性はないかもしないが)国民や住民の目を公文書館に向けるきっかけとなるう。』と述べている。早川和宏「情報公開と公文書館—歴史家の施設から住民の施設へ—」『アーキビスト』五九、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会関東部会、一〇〇三年。同様のことは、個人情報保護法との関係においても指摘できる。
- (37) 総務省行政管理局監修「行政機関等個人情報保護法の解説」ぎょうせい、一〇〇五年。
- (38) http://www.archives.go.jp/yusiki/index.html⁶
- (39) ただし国立公文書館有識者会議は、国立公文書館の業務全般に

わたつて審議しており、厳密な意味での第三者機関とはいえない。仮に筆者が利用制限に対し不服があつた場合、有識者会議においても非公開とされたならば、その決定を第三者による見解とは受け止められない。

(40) 早川和宏「行政機關情報公開制度と国立公文書館制度」『成城法学』

六三、二〇〇〇年、は請求権を認め、高橋滋「国立公文書館における公文書等の保存管理とその公開」一橋大学法学部創立五〇周年記念論文集刊行会編『変動期における法と国際関係』有斐閣、二〇〇一年、は請求権を認めない。

(41) 国家賠償法第一条には、「国又は公共団体の公権力の行使に当る

公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」とある。

(42) 早川和宏「情報公開と公文書館－歴史家の施設から住民の施設

へ－」『アーキビスト』五九、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会関東部会、二〇〇三年。

(43) 地方公共団体が設置する公文書館の法的地位については、早川

和宏「情報公開と地方公文書館－その現状と課題－」『高岡法学』

一五一・二（通号二三二）、参照。

(44) 大濱徹也「貌としてのアーカイブズ」『広島大学文書館紀要』七、

二〇〇五年。

（かん まさき・広島大学文書館公文書室主任）